

小美玉市公共施設等自動販売機設置 仕様書

本仕様書は、貸貸人 小美玉市(以下「甲」という。)と、賃借人 自動販売機設置事業者(以下「乙」という。)との自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付に適用する。なお、本仕様書によるほか、小美玉市公共施設等自動販売機設置事業者募集要項(以下「要項」という。)及び公有財産賃貸借契約書を(以下「契約書」という。)を遵守することとする。

1. 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)である。

2. 貸付期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)〔更新なし〕

3. 貸付料等

- ①貸付料(年額)は、貸付種別が「建物」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とし、貸付種別が「土地」の入札物件にあつては、入札書に記載された金額とする(消費税及び地方消費税はかからない)。
- ②貸付料(年額)は甲が発行する納入通知書により、年度ごとに指定期日までに納入するものとする。また、既に納付した貸付料は返還しない。
- ③電気料金は乙の実費負担とし、乙において電気使用量計測子メーターを設置するものとする。
- ④電気料金は、計測子メーターにより計量した電気使用量に基づき、甲が算定した金額とし、甲が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。
※電気料金とは電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額とする。なお、法改正等により制度変更があつた場合には、変更後の制度によるものとする。
- ⑤その他、自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理に係る一切の費用は、乙の負担とする。
- ⑥貸付期間内において、設置場所施設の管理を甲が指定する指定管理者が行う場合は、②及び④の規定は指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、②及び④中「甲」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4. 使用上の制限

乙は次のことを遵守するものとする。

- ①貸付物件を自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に供してはならないこと。
- ③販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。
- ④販売品目は、清涼飲料水等の飲物とし、酒類又はその類似品の販売は行ってはならないものとする。また「飲料水」にあつては、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックなどの密閉容器に入った商品とする。
- ⑤入札物件一覧表の販売品目において(災害対応)の表示があるものは、災害発生時に、甲が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
- ⑥乙は、毎月の電気使用量について、甲へ報告すること。
- ⑦乙は、設置した自動販売機の販売数量等の販売実績を、四半期ごとに甲へ報告すること。
- ⑧乙は、販売品等必要な事項は、契約とは別に甲と協議して定めることとする。
- ⑨貸付期間内において、設置場所施設の管理を甲が指定する指定管理者が行う場合は、⑥及び⑦の指定は指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、⑥及び⑦中「甲」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5. 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様とすること。

- ①設置する自動販売機は、「LED照明の採用」、「照明の自動点滅機能」、「学習省エネ機能」、「エコ・ベンダー機能」、「真空断熱材の使用」、「ヒートポンプ機能」など、消費電力の低減に資する技術等を導入したものであること。
- ②設置する自動販売機は、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- ③設置する自動販売機は、設置場所の周辺環境に配慮し、ユニバーサルデザイン機の設置に努めること。
- ④(災害対応)の物件については、「災害対応型自動販売機」の設置に努めること。災害対応型自動販売機が設置出来ない場合は、機器設置の際に、自動販売機内の飲料の無償提供方法について、施設管理者と打合せを行い、予め明確にしておくこと。(フリーベンドキー等)
- ⑤自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。なお、転倒防止板を設置する場合には、施設利用者の安全に配慮したものを使用すること。また、自動販売機に係る事故に関して、甲の責任によることが明らかでない場合を除き、甲は一切責任を負わない。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、盗難防止及び偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑦寄付機能付の自動販売機の場合は、自動販売機に「売上げの一部が社会福祉活動に活用されている」旨を明示すること。

6. 維持管理責任

乙は次のことを遵守するものとする。

- ①自動販売機の維持管理については、乙が行い、常に販売商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理・衛生管理を適切に行うこと。
- ②乙は、自動販売機に併設して、原則として、自動販売機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置し、乙の責任により適切に回収、処分すること。なお、回収ボックスは、販売品目の形態に合わせる。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収の頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を行うこと。なお、回収ボックスの設置方法の詳細については、甲と協議のうえ、決定すること。
- ③乙は、設置した自動販売機を適時巡回し、状況を把握のうえ、容器の回収、周辺の清掃等を行うこと。
- ④自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については乙の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

7. その他

- ①契約上の条件等に違反する行為があると認められるとき又は入札参加資格要件に適合しない状況となったときは、契約を解除することがある。
- ②自己都合により、貸付期間が満了する前に、自動販売機を撤去するときは、撤去しようとする日の3ヶ月前までに甲に書面により通知すること。なお、撤去が年度途中の場合でも、納入済の貸付料は還付しない。
- ③自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状を回復すること。なお、原状回復に際し、乙は一切の補償を甲に請求することはできない。
- ④地震、火災、風水害などの災害等により市側が施設利用を停止(1ヶ月以上の期間)したことにより自動販売機の販売数が大幅に減少した場合は、小美玉市行政財産の使用料徴収条例(平成18年条例第56号)第10条により、その月数に応じ貸付料の還付を行うことができる。なお、還付手続きは設置事業者の申請によものとし、還付額は貸付料(年額)を12ヶ月で除して得た額に施設使用停止月数(月単位)を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。